

令和7年度青ヶ島村定額減税補足給付金（不足額給付）について

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置とし令和7年度青ヶ島村定額減税補足給付金（不足額給付）を支給します。

支給対象

1. 令和7年1月1日時点で青ヶ島村に住所を有する者で、令和6年分所得税における定額減税額が、令和6年度に推計した額（令和5年分所得からの推計）を上回る者。
2. 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者。
3. 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者。

※低所得者世帯または住民税非課税世帯生活支援給付金の対象となった場合、本給付金の対象外です。

申請方法

・対象者に郵送する確認書または申請書に必要事項を記入し、期限までに村役場へ提出してください。期限までに提出がなかった場合、本給付を辞退したものとみなします。

給付額

- ・支給対象1に当たる者は、令和6年分所得税における定額減税額が、令和6年度に推計した額（令和5年分所得からの推計）を上回る額を1万円単位で切り上げた額。
- ・支給対象2または3に当たる者は、4万円。

提出期限

確認書または申請書：令和7年10月24日（金）

※期限後の申請は受付できませんのでご了承ください。

給付金詐欺等にご注意ください

※青ヶ島村がATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。